

**介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防支援の指定書交付申請)**



3-②. 介護予防・日常生活支援総合事業の実績 自立支援に資する介護予防ケアマネジメント

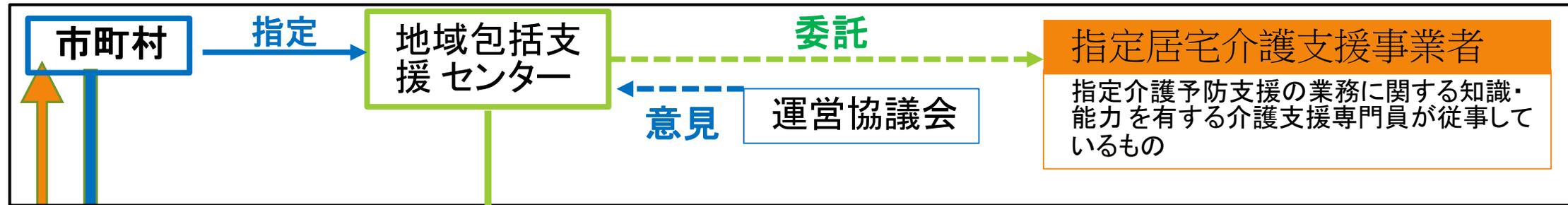
- 一人ひとりの自立支援を考え、サービスのマッチングではなく、基本チェックリストを活用し、地域資源も含めた様々な資源から支援している。
- 自立支援型地域ケア会議を活用し、社会資源の開発、協力機関（介護保険事業所等）の拡充に努めている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上人口	112,311人	113,445人	114,053人	114,216人
高齢化率	27.97%	28.4%	28.7%	28.8%
要支援認定者数	6,886人	6,994人	7,052人	6,885人
ケアプラン件数	47,230件	36,595件	48,425件	49,934件

介護予防支援の指定対象の拡大

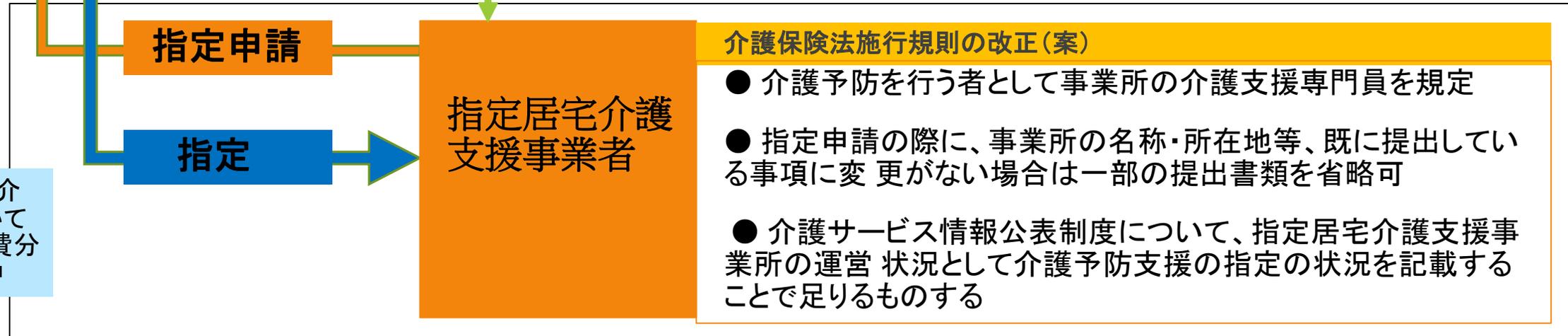
指定居宅介護支援事業者が 介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等

(現行の取扱い)



指定居宅介護支援事業者
 指定介護予防支援の業務に関する知識・能力を有する介護支援専門員が従事しているもの

(R6.4~)



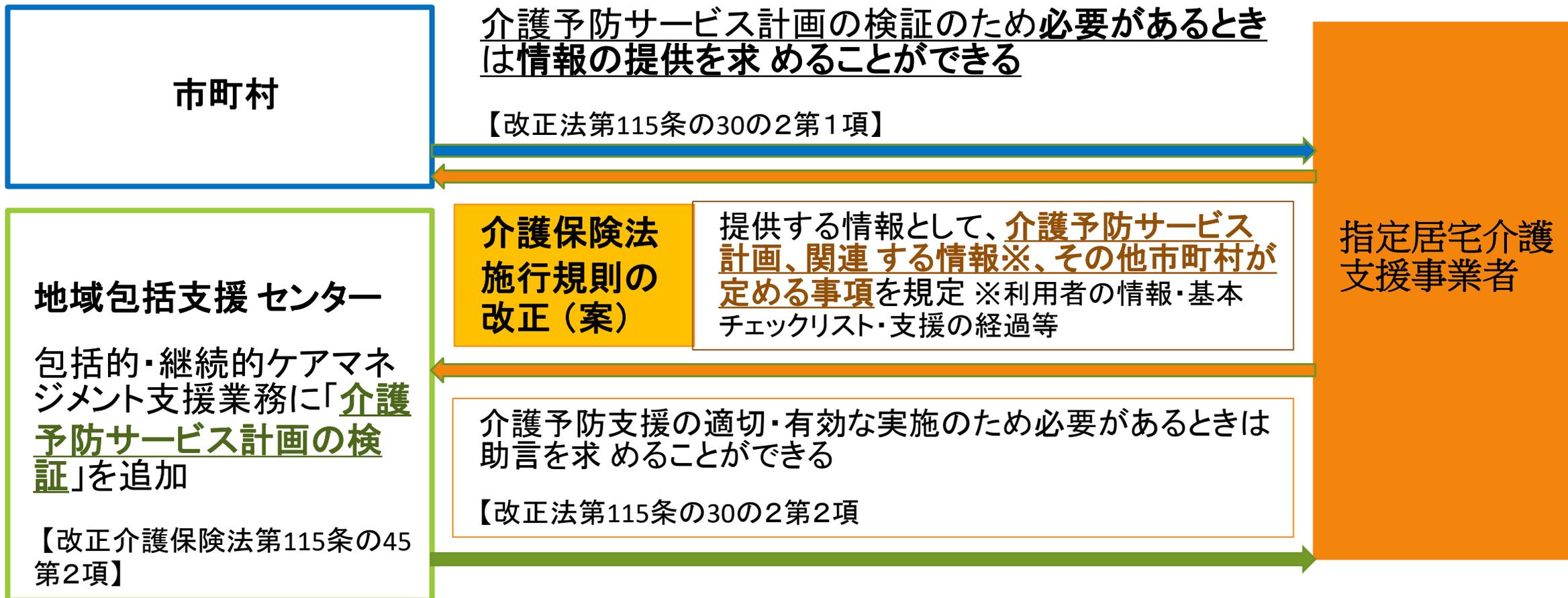
介護保険法施行規則の改正(案)

- 介護予防を行う者として事業所の介護支援専門員を規定
- 指定申請の際に、事業所の名称・所在地等、既に提出している事項に変更がない場合は一部の提出書類を省略可
- 介護サービス情報公表制度について、指定居宅介護支援事業所の運営状況として介護予防支援の指定の状況を記載することで足りるものとする

※指定基準・介護報酬については介護給付費分科会で議論中

介護予防支援の指定対象の拡大

指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



居宅介護支援事業者が市町村から 指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(令和5年12月19日)(抜粋)

②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

【介護予防支援】

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。

ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う**手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。**

イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。

i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。

ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。)には兼務を可能とする。

居宅介護支援事業者が市町村から 指定を受けて介護予防支援を行う場合

市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを
運営基準上義務付けることに伴う**手間やコストについて評価する新たな区分**



現行 438単位 → { 地域包括支援センター 442単位
指定居宅介護予防支援事業者 472単位

介護予防支援原案作成委託料に関する考え方(案)

(1) 現行の介護報酬及び原案作成委託料						令和6年(2024年)2月健康づくり・介護			
	単位数	地域区分単価	③介護報酬額 (①+②)	①原案作成 委託料	②地域包括 支援センター				
基本報酬	438単位	10.7	4,686円	3,750円	936円				
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円				
※ 現行の原案作成委託料の基本額については、介護報酬額の約80%									
※ 初回加算については、介護報酬の約80%									
(2) 改定後の介護報酬									
	単位数	地域区分単価	介護報酬額	原案作成 委託料	地域包括 支援センター				
基本報酬	442単位	10.7	4,729円	3,785円	944円				
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円				
<p>(3) 原案作成委託料見直しの観点</p> <p>①基本報酬額、初回加算分とも、現行の割合(約80%)を基本に、同じく約80%で算定</p> <p>②委託連携加算分については、居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けやすくするための加算であることから、地域包括支援センターの報酬額は0円とする。</p>									
(4) 見直し案									
①基本報酬額(4,729円)				3,785円					
4,729円の80%(現行の割合)によって、原案作成委託料は				3,785円					
				(3,441円+消費税344円)					
②初回加算額(3,210円)				2,568円					
3,210円の80%(現行の割合) 百円未満切り捨て				2,500円 (現行と同じ)					
				(2,273円+消費税227円)					
	単位数	地域区分単価	⑥介護報酬額 (④+⑤)	改定差額分 ⑥-③	④原案作成 委託料	差額 (④-①)	⑤地域包括 支援センター	差額 (⑤-②)	
基本報酬	442単位	10.7	4,729円	43円	3,785円	35円	944円	8円	
初期加算	300単位	10.7	3,210円	0円	2,500円	0円	710円	0円	

介護報酬額は
単位数×地域区分

本市条例および施行規則の変更

主な改正内容

1. 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に関する基準を定める。
 - ・管理者の要件
 - ・市町村長からの情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
2. 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。※経過措置：令和7年3月31日までの期間においては、適用されません。
3. 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為）を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
4. モニタリングについて、条件を満たす場合にテレビ電話を装置等を活用することができる。

実施までのスケジュール(案)

令和6年4月1日指定交付の場合

時期	内容	実施機関
令和6年2月16日	指定介護支援事業所への介護予防支援に関するアンケート	市健康づくり・介護予防課
3月11日	説明会の実施 市健康づくり・介護予防課のホームページに 3月12～18日掲載予定	市健康づくり・介護予防課
3月13日～	受付開始 申請〳切(3月18日):市健康づくり・介護予防課	指定居宅事業所
	指定研修動画の視聴【必須】 →報告用フォーム入力(18日〳切) <u>市福祉指導監査課のホームページに3月12～18日掲載予定</u>	指定居宅事業所
～3月22日	手数料30,000円の納付書控えの提出(画像送信)〳切	指定居宅事業所
	指定申請要件の確認、審査	市健康づくり・介護予防課
4月1日～	指定交付 (順次、窓口来所にて受理)	市健康づくり課 (指定居宅事業所)

令和6年5月1日以降の指定交付については、後日、市ホームページ等でお知らせします。

指定時研修の修了報告の キーワード②

「地域ケア会議」

全ての動画確認が終わりましたら、キーワード①と②について健康づくり・介護予防課にメールで報告してください。

報告をもって研修修了といたします。

健康づくり・介護予防課 kenkokaigo@city.Hirakata.osaka.jp